

品川区災害対策基本条例

平成26年3月31日

条例第19号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 区の責務ならびに区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者の
努め（第4条－第8条）

第3章 予防対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割（第9条－第19条）

第2節 区民の役割（第20条－第24条）

第3節 防災区民組織の役割（第25条）

第4節 事業者の役割（第26条－第28条）

第4章 応急対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割（第29条－第31条）

第2節 区民の役割（第32条－第34条）

第3節 防災区民組織の役割（第35条）

第4節 事業者の役割（第36条－第38条）

第5節 帰宅困難者の役割（第39条）

第5章 復興対策におけるそれぞれの役割（第40条－第43条）

付則

東日本大震災をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、
私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて強く認識した。

災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを私たち自身の手で守るため、全ての
の者が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務および努めを自覚し、力を合
わせて災害対策に取り組まなければならない。

そのため、一人ひとりが自らの安全を守るという自助、地域や身近にいる人同
士が互いに助け合うという共助、そして、行政が自助および共助を支援し、区民
の安全を確保するという公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集し
て「しながわの防災力の高度化」を図ることが重要である。

ここに、自立と連帯の精神に支えられ、災害に強い安全・安心なまちを築き、
次の世代に引き継いでいくという決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害対策について基本理念を定め、区の責務ならびに区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者の努めを明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策および復興対策に係るそれぞれの基本的な役割を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、津波、暴風、竜巻その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、ならびに災害の復旧および災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体および個人をいう。
- (5) 区民等 区民および区内に勤務し、在学し、もしくは滞在し、または区内を通過する者をいう。
- (6) 防災区民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の関係機関および災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (8) 災害時要援護者 高齢者、障害者等のうち災害時に自力での避難が困難で、かつ、援護を必要とする者をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害時に外出している者のうち帰宅することができないものおよび遠距離を徒歩で帰宅するものをいう。
- (10) 業務継続計画 災害時に優先すべき業務の継続および通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定める計画をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、自助、共助および公助に基づき、区、区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者がそれぞれの責務または努めを認識し、災害の予防対策、応急対策および復興対策に係るそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携および協力を図ることを基本理念とする。

第2章 区の責務ならびに区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者の努め

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区民の生命、身体、財産等を災害から保護し、その安全を確保するため、法第42条第1項の規定により作成される品川区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に実施するとともに、防災体制を整備しなければならない。

2 区は、前項の規定により災害対策を実施するに当たり、平時より防災関係機関および他の地方公共団体との連携および協力を図るとともに、区民、防災区民組織、事業者、ボランティア等との協力体制の構築に努めなければならない。

(区民の努め)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、平時より自己の災害に対する備えを行うものとし、災害時において自己および家族の安全の確保に努めるとともに、地域や身近にいる人同士が互いに助け合い安全の確保に努める。

(防災区民組織の努め)

第6条 防災区民組織は、基本理念にのっとり、平時より防災訓練を実施するとともに、当該訓練の内容の充実を図ることにより、災害対策の一助となるよう組織の維持および向上に努める。

2 防災区民組織は、災害時において地域内の事業者等との連携および協力を図り、地域の応急活動等を行うよう努める。

(事業者の努め)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、平時よりその社会的責任に基づき、管理する施設および設備の安全性の確保に努める。

2 事業者は、平時より従業員の所在の把握に努めるとともに、災害時において従業員、来訪者等の安全の確保ならびに防災区民組織等との連携および協力を図り、地域の応急活動を行う等災害対策の一助となるよう努める。

(帰宅困難者の努め)

第8条 帰宅困難者は、基本理念にのっとり、災害時において自己の安全の確保に努めるとともに、身近にいる人同士が互いに助け合い地域の救援活動を行うよう努める。

第3章 予防対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割

(災害に強いまちづくりの推進)

第9条 区は、道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の整備、土地利用の誘導等の施策を通じ、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

(建築物等の災害対策)

第10条 区は、区の管理する施設の安全性を確保するため、当該施設の耐震性および耐火性の確保等に努めなければならない。

2 区は、区内に存する民間建築物等（区の管理する施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下この項において同じ。）に係る耐震性および耐火性の確保、看板等の落下の防止ならびに崖、擁壁等の崩壊の防止のため、民間建築物等の所有者等に対し適切な助言または指導に努めるとともに、その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(情報収集および連絡体制の整備等)

第11条 区は、災害時に備え、災害に関する情報収集および連絡体制を整備し、あらかじめ、区民等、事業者等に対する的確な情報を周知する方法を確立するものとする。

(避難所機能の整備等)

第12条 区は、避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平時より物資の備蓄、機器の整備等に努めなければならない。

2 区は、災害時における避難所の運営について、あらかじめ、避難所として指定する施設の責任者、防災区民組織、防災関係機関等との協力体制を整備するよう努めなければならない。

3 区は、災害時に区民が避難所および広域避難場所に安全に避難するために必要な避難路の確保に努めるとともに、あらかじめ、防災関係機関、防災区民組織等との連携および協力を図り、避難誘導の方法を確立し、区民に対しその方法を周知するものとする。

(避難可能な施設の確保)

第13条 区は、事業者等との連携および協力を図ることにより、あらかじめ、災害時に避難可能な施設を確保するよう努めなければならない。

(災害時要援護者に対する施策の推進)

第14条 区は、災害時要援護者の支援体制を整備するため、あらかじめ、防災区民組織、防災関係機関等との連携および協力を図り、災害時要援護者に対する施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、前項の施策を推進するため必要があると認めるときは、防災区民組織、消防署、警察署、民生委員等に対し協力を求めることができる。

3 区は、災害時要援護者の身体の状況等を把握し、あらかじめ、防災区民組織、消防署および警察署に情報の提供を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者に対する施策の推進)

第15条 区は、災害時における帰宅困難者の帰宅等に係る混乱を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体、防災関係機関等との連携および協力を図り、帰宅困難者に対する施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、前項の施策を推進するため、防災関係機関、事業者等に対し、一時的に帰宅困難者を受け入れるための場所の確保、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資および避難誘導用具の備蓄ならびに情報収集および連絡体制ならびに避難誘導體制の整備を求めるよう努めなければならない。

3 区は、第1項の施策を推進するため、帰宅困難者に対する施策を実施する団体の結成およびその活動の支援を行うとともに、帰宅困難者に対する施策を実施する事業者等に対し必要な支援を行うことができる。

(他の地方公共団体、事業者等との連携強化)

第16条 区は、あらかじめ、災害時に支援を要請することが見込まれる他の地方公共団体、事業者等と協定を締結するとともに、受援体制を整備しなければならない。

2 区は、災害対策における連携の推進および強化を図るため、あらかじめ、他の地方公共団体、事業者等と積極的に情報および意見の交換を行うよう努めなければならない。

(防災区民組織に対する支援)

第17条 区は、防災区民組織の育成および強化のため、資器材等の整備、防災に関する知識の向上のための研修の実施その他必要な支援を行うものとする。

(防災に関する知識の普及および意識の啓発)

第18条 区は、防災に関する情報の提供を積極的に行い、区民、事業者等に対し、防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めなければならない。

2 区は、前項の目的を達成するため、学校教育および社会教育における取り組みを通じて防災教育の充実に努めなければならない。

3 区は、第1項の目的を達成するため、防災区民組織、防災関係機関等との連携および協力を図り、防災訓練等を積極的に実施しなければならない。

4 区は、区民等の安全を確保するため、職員に対し、防災に関する知識および技術を習得させるよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 区は、災害の発生後における区民の生活の早期安定を図るため、区における業務継続計画を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

2 区は、事業者に対し、業務継続計画の策定について必要な支援を行うものとする。

第2節 区民の役割

(避難する場所等の確認および家族との情報共有)

第20条 区民は、平時より災害時に避難する場所およびその経路について確認するとともに、あらかじめ、家族とその情報を共有する等必要な準備を行うよう努める。

(建築物等の災害対策)

第21条 区民は、建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保ならびに風水害等に対する備えに努めるとともに、災害時における家具の転倒、移動および落下の防止ならびに初期消火に必要な用具の準備を行うよう努める。

(生活物資等の備蓄)

第22条 区民は、災害時に備え、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努める。

(防災に関する知識および技術の習得)

第23条 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災に関する事業に協力するとともに、地域の自主的な防災に関する活動に参加することにより防災に関する知識および技術の習得に努める。

（高層住宅等の居住者の災害対策）

第24条 高層住宅等の居住者は、居住者同士が協力して防災に対する計画を策定するよう努めるとともに、救出、避難等に必要な用具および飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資を共同して備蓄するよう努める。

第3節 防災区民組織の役割

（防災訓練等の実施）

第25条 防災区民組織は、災害時に備え、防災訓練、避難所訓練、避難誘導訓練等を実施するよう努める。

2 防災区民組織は、地域住民の防災に対する意識を高めるため、防災に関する研修会等を実施するよう努める。

第4節 事業者の役割

（地域との連携および協力）

第26条 事業者は、区、防災関係機関等が実施する防災に関する事業および地域の自主的な防災に関する活動の参加等を通じ、地域との連携および協力を図るよう努める。

（生活物資等の備蓄）

第27条 事業者は、従業員、来訪者等を保護するため、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努める。

（業務継続計画の策定等）

第28条 事業者は、その事業の継続により地域社会の復旧および復興に寄与するため、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証を行うよう努める。

第4章 応急対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割

（応急体制の整備）

第29条 区は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法第23条の2第1項の規定により、直ちに品川区災害対策本部を設置し、区民の生命、身体、財産等を災害から保護するために必要な対策を実施しなければならない。

2 区は、避難活動ならびに救出および救護活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、防災関係機関、防災区民組織、事業者等との連携および協力を図り、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 救出用および救助用の資器材等の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食糧その他避難生活において必要となる物資の備蓄および供給に関すること。
- (3) 医療救護に関すること。
- (4) 避難所の開設等に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 緊急輸送に関すること。

(他の地方公共団体、事業者等への支援要請)

第30条 区は、第16条第1項の協定（次項において「協定」という。）を締結した他の地方公共団体、事業者等に対し、応急対策等に関する支援を要請するものとする。

2 区は、前項の規定により支援を要請するほか、災害の規模等を勘案し必要と認める場合は、協定を締結していない他の地方公共団体、事業者等に対し、応急対策等に関する支援を要請するものとする。

(避難所の開設)

第31条 区は、建物の倒壊、焼失等により住居に制約を受けた区民の一時的な生活の場所として必要と認めるときは、品川区立小学校および中学校その他区が指定する施設に避難所を開設しなければならない。

第2節 区民の役割

(災害時の行動)

第32条 区民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、自己および家族の安全の確保を最優先とするとともに、火の元の確認、避難するための出口の確保等に努める。

2 区民は、災害に関する情報に留意するとともに、必要に応じて自主的な避難その他必要な行動をするよう努める。

3 区民は、区による避難勧告または避難指示があった場合は、速やかにこれに応じた行動をするよう努める。

(初期消火活動ならびに救出および救護活動)

第33条 区民は、自己および家族の安全を確認したうえで、防災区民組織等と協力し、初期消火活動ならびに負傷者の救出および救護活動を行うよう努める。

(避難所における共同生活)

第34条 避難所に滞在する区民は、防災区民組織が中心となって決定した避難所における生活のルール、役割分担等に基づき、互いに協力して共同生活を営むよう努める。

第3節 防災区民組織の役割

(初期消火活動ならびに救出および救護活動)

第35条 防災区民組織は、火災が発生した場合は、初期消火活動を行うとともに、消防団または消防隊が到着した後は、その指示に従うよう努める。

- 2 防災区民組織は、負傷者の救出および救護活動を行うとともに、必要に応じて負傷者を避難所内の医療救護所へ搬送するよう努める。
- 3 防災区民組織は、災害時要援護者の安否の確認、救出および救護活動ならびに避難誘導を行うよう努める。

第4節 事業者の役割

(災害時の対応)

第36条 事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、従業員、来訪者等の安全の確保を最優先とするとともに、災害に関する情報に留意し、従業員を事業所内に待機させる等一斉帰宅の抑制に努める。

- 2 事業者は、初期消火により対応することができない火災が発生した場合は、従業員、来訪者等を速やかに避難させるよう努める。

(防災区民組織との連携および協力)

第37条 事業者は、防災区民組織との連携および協力を図り、地域の消火活動ならびに負傷者の救出および救護活動を行うよう努める。

(鉄道事業者および大規模集客施設等を所有する事業者等の災害時の対応)

第38条 鉄道事業者および大規模集客施設等を所有し、または管理する事業者は、利用者を駅構内および施設内の安全な場所へ誘導する等利用者の安全の確保に努める。

第5節 帰宅困難者の役割

(災害時の行動)

第39条 帰宅困難者は、災害に関する情報に留意し、自己の安全の確保を最優先とするとともに、一時的にとどまる場所において救出および救護活動が行われる場合は、その支援を行うよう努める。

第5章 復興対策におけるそれぞれの役割

(復興体制の確立)

第40条 区は、国、都、各関係機関等との連携および協力を図り、速やかに被災した地域の復興に必要な対策を実施しなければならない。

2 区は、区民の生活の早期再建および安定ならびに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興本部を設置するものとする。

3 前項の復興本部に関し必要な事項は、別に定める。

(復興協力)

第41条 区民は、自己の生活確保に努めるとともに、被災者の一日も早い生活再建および災害に強いまちづくりのため、区、各関係機関、事業者等に協力するよう努める。

第42条 防災区民組織は、被災者の一日も早い生活再建および災害に強いまちづくりのため、区、各関係機関、事業者等に協力するよう努める。

第43条 事業者は、事業の早期再建および継続に努めるとともに、被災者の一日も早い生活再建および地域社会の復興のため、区、各関係機関等に協力するよう努める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。